

第1章 基本的事項

1. 背景と目的

流山市では、2001年に「流山市環境基本条例」を制定し、2005年に市で初めて環境施策の方向性を示す「流山市環境基本計画」を、2006年3月にアクションプランとして地球温暖化対策実行計画と地球温暖化対策地域推進計画を包含した「第1期流山市環境行動計画」を策定しました。その後、2010年3月の同行動計画改定時に計画を分割する形で「ストップ温暖化！ながれやま20⇒20（にこにこ）プラン（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「ストップ温暖化！流山市役所率先実行計画（同（事務事業編）」、「生物多様性ながれやま戦略」を策定し、区域施策編については2017年3月に、事務事業編については2020年12月に見直しを行い、施策を推進してきました。

近年、地球温暖化を巡る動向は著しく変動しています。2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを表明しました。続く2021年4月には、これまで示してきた26%削減の目標を引き上げ、「2030年度に向けた温室効果ガス削減目標について、2013年度から46%削減を目指す、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていく」と、国を挙げて脱炭素社会の実現に取り組んでいくことが示されました。

千葉県では、2019年に房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨が短期間のうちに連続して発生し、記録的な暴風雨により甚大な被害を受けました。自然災害の頻発化を招いている気候変動の深刻な状況への対応策として、2021年2月に、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを宣言しました。

こうした国や県の動きを踏まえ、本市としてもこれまで以上に積極的に温暖化対策を推進する必要があります。特に、日本全体としての人口減少の時代を迎えている中で、本市では今しばらく人口が増加を続ける見込みであることから、国の目標である「2030年度までに2013年度比46%削減、2050年までに実質ゼロ」を実現するためには、市民・事業者・市が協力してエネルギー消費量の増大を抑えることと同時に、地球環境に対して負荷の少ない再生可能エネルギーへ転換することが求められます。

そこで、本計画では、本市域の特性に即した地球温暖化対策に関する基本的な考え方のほか、脱炭素社会の構築に向けた目標とともに、市民・事業者・市が各々の役割に応じて取り組むべき対策を示し、市内の温室効果ガス排出量削減の取組みを総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

2030年はすぐそこに迫っています。私たちの現在の行動が、次世代の地球環境を左

右することは言うまでもありません。移動だけでなく、衣・食・住といった暮らしを支えるあらゆる製品・サービスは、製造から廃棄までの間に二酸化炭素を生じています。「2030年度までに2013年度比46%削減、2050年までに実質ゼロ」の達成には、一人ひとりが持続可能な脱炭素型ライフスタイルへの転換を着実に実践することが強く求められます。本計画は、気候変動への影響を最小限にしながら、豊かで暮らしやすい脱炭素社会が実現できるよう、ともに考え行動する市民や事業者の指針とするものです。

2. 計画の位置付け

本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 3 項に基づき策定するものです。市の上位計画である、流山市総合計画、流山市環境基本計画のもとに位置付けられます。また、気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」を内包することとします。

